中東

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アフガニスタン	アフガニー	10,190	7,010	3,820	3,820	1,020	1,590	1,590
アラブ首長国連邦	ディルハム	730	500	275	275	75	115	115
イエメン	リアル	42,100	28,900	15,800	15,800	4,200	6,600	6,600
イスラエル	シェケル	762	524	286	286	76	119	119
イラク	ディナール	229,000	157,000	86,000	86,000	23,000	36,000	36,000
イラン	リアル	4,710,000	3,240,000	1,760,000	1,760,000	470,000	740,000	740,000
オマーン	リアル	75	51	28	28	7.5	12	12
カタール	リヤール	727	500	273	273	73	114	114
クウェート	ディナール	55	38	20.5	20.5	5.5	8.5	8.5
サウジアラビア	リヤール	730	500	275	275	75	115	115
シリア	ポンド	14,040	9,650	5,260	5,260	1,400	2,190	2,190
トルコ	リラ	350	240	130	130	35	55	55
バーレーン	ディナール	73	50	27.5	27.5	7	11.5	11.5
ヨルダン	ディナール	138	95	52	52	14	22	22
レバノン	ポンド	296,000	204,000	111,000	111,000	30,000	46,000	46,000